

雑誌掲載論文紹介

エネルギー効率の改善目標と気候変動政策*

地球環境ユニット 省エネルギーグループ 研究員

坂本 智幸**

欧州委員会は、2011 年 3 月に欧州連合 (EU) の持続可能な成長に向けた気候変動分野、及びエネルギー分野における戦略を発表した。一つは、気候行動総局が発表した低炭素社会に向けた長期ロードマップ (Roadmap for moving to a competitive low carbon economy in 2050; EU ロードマップ)、もう一つは、エネルギー総局が発表したエネルギー効率計画 2011 (Energy Efficiency Plan 2011; EU 効率計画) である。

現在、EU は 2020 年における温室効果ガス (以下 GHGs) の削減目標引き上げについて検討を行っている。EU 効率計画は、5%の目標引き上げを可能とさせる根拠となっている。そこで、本稿では、省エネルギーの視点から EU の気候変動政策について見てみたい。

EU の戦略

EU2020 は、リスボン戦略に次ぐ 2010 年から 10 年間の EU の経済・社会政策を取りまとめたものであり、5つの政策目標を打ち立てている。この中の1つとして、2020 年までに 20%まで炭素排出を削減し (条件が整えば 30%まで引き上げ)、20%まで再生可能エネルギーの割合を増加させるとともに、20%までエネルギー効率の向上を政策目標として掲げている。

戦略 EU2020 の目標を実現するために、気候変動・エネルギー分野におけるイニシアチブとして資源の効率的な利用を目指す方針が取りまとめられている。この中で、2050 年までに実現すべき低炭素社会の形成を目指し、EU ロードマップや EU 効率計画などの戦略を作成することが要請されている。

この二つの関係について簡単に述べておきたい。今回公表された EU ロードマップでは、現在の政策をそのまま実施すれば、域内から排出される GHGs 排出を 2020 年までに 1990 年比 20%削減することが出来るが、エネルギー効率の改善については、目標の半分程度となるとしている。

この様な見通しの中で、エネルギー効率の改善を含む現在の EU の政策が完全に実施されれば、2020 年までに 1990 年比 25%まで排出削減することが可能であるとまとめている。EU

* 本稿は、月刊 Business i. ENECO (2011 年 5 月号) に掲載された原稿について、転載許可を得て掲載しております。

** 現在、東北大学大学院環境科学研究科

効率計画には、現在の EU の削減目標をさらに 5%引き上げるための具体的な措置がまとめられている。

3 番目の 20

EU のエネルギー効率改善目標は、2006 年のエネルギー効率行動計画に遡ることが出来る。行動計画で定める目標は、2020 年における一次エネルギー供給の将来見通しの 20%を抑制するというものである。3 つ目の 20 (省エネルギー目標) は、気候変動、再生可能エネルギーに並ぶ政策目標として位置づけられることがあるが、法的根拠に基づいた気候変動、再生可能エネルギー目標とは性格が異なったものである。また、エネルギーサービス指令(2006/32/EC)では、加盟国は指令発効後 9 年間で 9%の省エネルギーを行う必要があるが、この目標についても法的拘束力は無い。

今回発表された EU 効率計画では、法的拘束力のある EU 大の省エネルギー目標の策定に向けて、2 段階アプローチで対応を図ることとしている。第 1 段階として、加盟国は現在の省エネルギー努力を継続し、2013 年に欧州委員会が加盟国の省エネルギー努力の評価を行う。EU 大のエネルギー効率目標の達成が難しいと欧州委員会が判断した場合、第 2 段階として法的拘束力のある国別省エネルギー目標の策定を行うことを検討している。

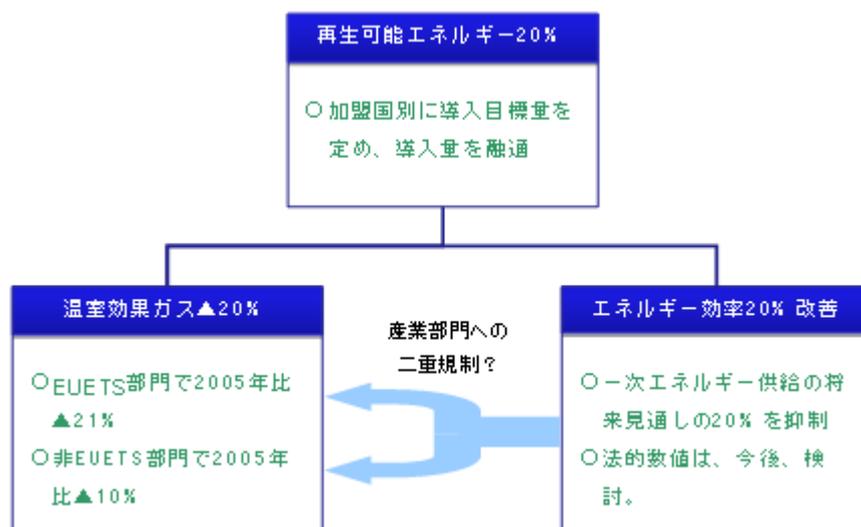


図:3つの20の関係

省エネ政策のかたち

前月号では、EU と日本の実質 GDP あたりのエネルギー消費量（原単位）を紹介した。そこでは、EU の省エネルギーポテンシャルが、日本に比べて大きい可能性があることを指摘している。EU は、このポテンシャル（の一部）を具体的な削減に繋げるために、エネルギー集約産業に対して欧州排出量取引制度（以下、EUETS）を通じたエネルギー効率の向上を促す一方、それ以外の部門に対しては、エネルギー税、エネルギー関連機器、建物、自動車のエネルギー消費効率の改善を通じたエネルギー消費の抑制を図っている。EU の気候変動・エネルギー政策は、異なる経済部門に異なる政策手段を適用している点が特徴的である。

しかし、今回発表された EU 効率計画の中の具体的な政策提案を見ると、政策手段の境界が変更される可能性がある。産業部門は、既に EUETS とエネルギー最低税率が適用されているが、省エネルギーに関する情報の欠如や資本調達不足と言った、省エネルギーを進める上での障害を取り除くための措置も必要であるとの立場を示している。

そこで、中小規模の産業部門に対しては、情報の提供、税金の還付、資金支援と言った経済的インセンティブを与えると共に、企業間で比較が可能なエネルギー消費に関するベンチマーク評価ツールの開発が提案されている。さらに、大規模な産業部門に対しては、法的拘束力のある定期的なエネルギー監査制度を提案している。

内向きな省エネ政策

これまでも省エネルギーの議論はあったが、このタイミングで省エネルギーの強化が浮上した要因を考えてみたい。

EU は、2013 年以降の EUETS に向けて制度の変更作業を着々と進めており、EU のエネルギー集約産業に対する排出枠の割り当ては、同年以降一層厳しいものとなるであろう。さらに 2050 年までに GHGs 排出を 1990 年比 80% の削減を目指しており、EU の産業界の多くが、エネルギー・気候変動政策を長期的に強化する方向であると考えているのではないだろうか。

一方、短期的には、欧州経済が世界的な経済不況からの立ち直りを見せており、EUETS 対象部門における 2010 年の排出量は前年から増加している。

この様な中で、中期的な削減目標の強化に対する産業部門の合意を得ることは難しいと思われる。そのため、削減費用の負担ではなく、エネルギー支出の抑制という形で削減目標の強化の合意を得たいと考えているようである。また、2011 年 1 月には、ブレント原油先物価格が 100 ドル/バレルを超えるなど、省エネルギー政策の導入に一定の理解が示される条件が整っていることも指摘しておきたい。

EU のエネルギー効率の促進は、GHGs 排出の抑制に加え、省エネルギー関連の技術開発、雇用の促進と言った経済的なインパクトが期待されている。しかし、GHGs の排出削減という政策目的に対して、EUETS と省エネルギーの二重の規制がかけられる可能性がある。効率的な排出削減という観点から、EU 域内に向かう省エネルギー政策との二重規制は機能するのか、今後の EU の省エネルギー政策への対応動向が注目される。